

| 会議録 | | |
|---------------------------|--|-------------------------|
| 附属機関又は 会議体の名称 | 令和4年度第2回豊島区男女共同参画苦情処理委員会議 | |
| 開催日時 | 令和4年8月8日(月) 15時00分～16時45分 | |
| 開催場所 | オンライン会議 | |
| 出席者 | 委員 | 神谷悠一、金城美江、澤田雄高 |
| | 事務局 | 総務部長、男女平等推進センター所長・係長・主任 |
| 公開の 可否 | 会議 | 非公開(個人の情報を扱う場合があるため) |
| | 会議録 | 公開 |
| 会議次第 | 議題 1. 苦情申出内容の検討について 2. 今後の方針について 3. その他 | |
| 審議経過 | | |
| 委員 | これより令和4年度第2回豊島区男女共同参画苦情処理委員会議を開会する。 なお、前回会議での決定により、会議は非公開とし、会議録については原則公開とする。本日は、苦情申出内容について項目ごとに精査検討し、今後の方針を決めていく予定である。 | |
| 【議題1】苦情申出内容の検討について | | |
| 委員 | それでは議題1に入る。まず、申出の概要にある「男女共同参画センターと豊島区の施策についても女性に偏った事業が多いと感じる」に関して、豊島区男女平等推進センターが実施している事業について、確認したい。事務局より、資料の説明をお願いします。 | |
| 事務局 | —資料1「豊島区男女平等推進センター事業一覧(平成31年度～令和3年度)」について説明— | |
| 委員 | 何か質問・意見等はあるか。 | |
| 委員 | 資料を見ると、事業の参加者を男性に限定している事業はあるが、女性に限定されている事業がないということが分かる。よって、苦情申出人が主張する「女性に偏った事業が多い」という事実はないという判断になると考える。また、当該資料に参加者数だけでなく、定員数も記載すると参加率が分かるので次回、会議資料で提示していただきたい。 | |
| 事務局 | 定員数の記載がある資料を次回会議で提示する。 | |
| 委員 | 事業参加者を男性に限定している『育児クエスト』～家事と育児と仕事を分かち合いしパパママ～であるが、参加者13名とあるが、定員数は何名であったのか。 | |
| 事務局 | 30名である。 | |
| 委員 | 豊島区男女平等推進センター条例に記載のあるセンターの設置目的「女性をとりまく諸問題の解決と男女共同参画社会の実現に資する」と照らし合わせ、当該事業の実施内容が、ポジティブアクション等を鑑みても合理性がない場合は是正を要するが、本件は是正を要する事案ではないと考える。 | |
| 委員 | 改善すべき要素がない点について、同意である。 | |
| 委員 | 事業の内容についても、女性をとりまく諸問題を中心に企画されていると考えるが、センター | |

| | |
|-----|---|
| | の設置目的を鑑みると合理性がないとは言えない。 |
| 委員 | 事業の内容は事務局が企画しているのか。 |
| 事務局 | 区民企画講座以外は事務局が企画している。 |
| 委員 | 苦情申出人が希望している「男性の生きづらさ」等をテーマにした例えば男性学などの講座を実施してほしいという要望があることは、意見として承ってはどうか。 |
| 事務局 | 了解した。 |
| 委員 | 次に「豊島区に男性相談窓口がないためつくってほしい」に関して、区と特別区等の相談窓口の状況を確認したい。事務局より、資料の説明をお願いする。 |
| 事務局 | —資料 2-1「豊島区相談窓口状況」、資料 2-2「豊島区女性専門相談導入の経緯」、資料 2-3「特別区・東京都男女共同参画所管相談窓口状況」について説明— |
| 委員 | 豊島区にも男女共同参画施策の一環として男性相談窓口を設置すべきかについて検討したい。 |
| 委員 | 豊島区女性専門相談導入の経緯を鑑みると、現在、男女平等推進センターが女性相談のみ実施していることに合理性がないとは言えない。また、男性が相談を希望する場合は他課で実施している相談窓口や東京ウィメンズプラザの男性専門相談窓口に案内できるため、男性相談に対する需要を取りこぼしているとは言えない。よって、現段階で男性専門相談を男女平等推進センターが作る理由や必要性が見当たらないと考える。 |
| 委員 | 豊島区女性専門相談導入の経緯から男女平等推進センターが当初、女性相談のみ実施したということは理解できるが、現在まで相談者を女性相談のみに限定しているのはなぜか。 |
| 事務局 | 男女平等推進センターでは配偶者等の暴力についての相談(DV 相談)も行っており、その被害者の多くは女性である。仮に相談を男性も対象に広げた場合、センター内に DV 被害者と加害者が鉢合わせをするリスクや DV 被害から避難をしている妻の居場所を探るために夫が相談という名目で相談員に接触をするリスクもあることから、現在も継続して女性相談のみ実施している状況である。 |
| 委員 | 他区では男性相談窓口を設けている区もある。男女共同参画推進部局も設置目的等は豊島区とそこまで変わるものではないと考えるが、なぜ豊島区は設置できないのか。 |
| 事務局 | 相談場所となる施設の広さや構造、相談員の数、相談業務の運営形態、配偶者暴力相談支援機能の有無等の状況が区によって異なるため、実施可能となるための条件について一概には言えないが、男女平等推進センターでは DV 相談を行っていること、相談室やフロアが相談者の性別によって空間を分けられる程の数やスペースがないこと、相談件数が年々増加しており、相談業務が慢性的にひっ迫している状況を鑑み、女性相談のみの受付としている。 |
| 事務局 | 男性専門相談を設けている区以外の区に男性から相談があった場合の対応についてヒアリングしたところ、女性からの相談があった場合と同様に相談を受ける区もあれば、女性からの相談を前提としているため、男性からの相談は断るまではしないが話を聞く程度にとどめるなど、区によって対応にばらつきがあった。また、法律相談は男女ともに受付可だが、悩み相談などは女性に限定するなど、相談内容の種類によって対象を変えているケースもみられた。 |
| 事務局 | 区の考えによって相談窓口体制にばらつきはあると考えるが、豊島区では、男性は他課で実施している相談窓口や東京ウィメンズプラザの男性専門相談窓口へ相談できる現状におい |

て、あえて当課に男性相談を設ける必要があるのかという疑念がある。

委員 女性相談のみの現状でも相談電話が繋がりにくい状況なのか。

事務局 コロナ禍により、相談件数が増加し、現状でも相談電話が繋がりにくい状況である。

委員 男女平等推進センターで実施している「女性の一般相談」「女性の法律相談」「女性のこころ相談」については、他課でも男性が相談できる同様の相談窓口があるようだが、「女性の DV 相談」については見当たらない。DV 相談は男女平等推進センターのみが実施しているのか。

事務局 DV 相談は子育て支援課でも受けているが、当該課においても対象は女性のみである。なお、男女平等推進センターで実施している「女性の DV 相談」については来所での相談形式であるため、DV 被害者と加害者が鉢合わせをするリスクを鑑み、当課の DV 相談に男性も相談可能とすることはできかねる。

委員 女性相談のみ実施している区について、男女共同参画部局以外の課でも男性専門相談を実施していないのか調べてほしい。

事務局 了解した。

委員 最後に、今回、調査対象としては通知していないが、「女性管理職の割合についてデータを出すべきだと考える」という申出に関連して、事務局が女性活躍推進法による公表データを資料として提出している。事務局から説明をお願いする。

事務局 —参考資料1「女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表」について説明—

委員 何か質問・意見等はあるか。

委員 「女性管理職の割合についてデータを出すべきだと考える」という申出については、豊島区男女共同参画推進条例第 22 条第 1 項の第 1 号、第 2 号どちらの要件にも該当しないため、調査非該当事項とした。よって、当該資料はあくまで参考とするにとどめる。

【議題 2】今後の方針について

委員 続いて議題2に入る。今後の方針についてだが、先ほどの検討の結果を受けて、区の男女共同参画施策について現状のままで差し支えないようであれば、その旨示して調査結果を通知することになる。一方、是正や改善が必要と判断する場合は、是正勧告や意見表明を行うことになる。また、事務局から提出した資料以外に、方針決定にあたって、苦情処理委員が苦情申出人との面談が必要と判断する場合は、別途日程調整の上、面談した上でさらに検討を重ねることも可能であるがいかがか。

各委員 苦情申出書で苦情申出人の意図は分かるため、苦情申出人との面談等は不要である。

事務局 了解した。

委員 今後、本件苦情申出に対し、どのように検討していくか。

委員 本件については慎重に審議をしたい。よって第 3 回会議を開催し、継続審議することを要望する。

委員 是正勧告や意見表明を行うことも視野に第 3 回会議で審議したい。

各委員 それでは、第 3 回会議を開催することに決定する。

【議題 3】その他

| | |
|------------------|---|
| 事務局 各委員 委員 | 次回開催日程についてであるが、10月頃に開催を予定している。 了解した。 それでは、令和4年度第2回豊島区男女共同参画苦情処理委員会議を閉会する。 |
| 提出資料 | 資料1 豊島区男女平等推進センター事業一覧(平成31年度～令和3年度) 資料2-1 豊島区相談窓口状況 資料2-2 豊島区女性専門相談導入の経緯 資料2-3 特別区・東京都男女共同参画所管相談窓口状況 参考資料1女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表 |